

寒川町手数料条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (手数料を徴収する事務及びその額) 第2条 地方自治法第227条の規定により手数料を徴収する事務は、次に掲げる事務とし、当該事務に係る手数料の額は、次の各号に特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき当該各号に定める額とする。 (1)～(10) (略) (11) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録 _____ _____ _____ _____ _____ 1頭につき3,000円 (12)～(14) (略) (加える) <u>(15)</u> (略) <u>(16)</u> (略) ～ 略 ～	～ 略 ～ (手数料を徴収する事務及びその額) 第2条 地方自治法第227条の規定により手数料を徴収する事務は、次に掲げる事務とし、当該事務に係る手数料の額は、次の各号に特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき当該各号に定める額とする。 (1)～(10) (略) (11) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録<u>(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみなしてする登録を除く。)</u> 1頭につき3,000円 (12)～(14) (略) <u>(15) 動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第6項の規定に基づく犬の鑑札の交付 1頭につき1,600円</u> <u>(16)</u> (略) <u>(17)</u> (略) ～ 略 ～ <u>附 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>